

境界確定申請手続きに関する手引き

この手引きは、広島県土木建築局所管の公共用財産の土地境界の確定等に関する事務について、申請手続きの取り扱いをまとめたものです。土地境界立会申請書等を提出される場合は、以下の内容を確認して手続きを行ってください。

なお、手続きに不明な点がある場合は、所轄事務所担当者におたずねください。

1 境界立会の申請

- (1) 土地境界立会申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出先は、公共用財産の種類に応じ、所轄の建設事務所（支所）、広島港湾振興事務所又は土木建築局住宅課（以下「建設事務所等」という。）となります。
- (2) 申請書の提出部数は1部です。
- (3) 第三者が代理人となって申請する場合は、委任状を提出し、申請書の申請者欄には土地所有者の住所・氏名、代理人欄には受任者の住所・氏名を記載してください。なお、土地所有者が多数の場合は、申請者欄に〇〇外△△名と記入の上、別紙で土地所有者一覧表（様式任意）を作成し添付してください。

2 申請者

申請者は、土地所有者となります。ただし、次の事項に該当する場合は、それぞれのとおりとなります。

- (1) 法人が土地所有者の場合は代表者となります。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人となります。なお、法人登記上の代表権のない支店長又は営業所長（実務上その土地の管理を行っている者）からの申請については、代理権限を証する本社の代表者からの委任状等の書面を添付してください。
- (2) 共有地の場合は原則として共有者全員となります。ただし、共有者全員の委任を受けたことを証する委任状（様式第2号）を併せて提出する場合は、代表者で申請することができます。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員となります。ただし、相続人全員の委任を受けたことを証する委任状（様式第2号）を併せて提出する場合は、代表者で申請することができます。
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）となります。申請書には法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者、法定代理人を併記して申請してください。
- (5) 開発行為又は工事施行に伴う申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者全員の委任を受けたことを証する委任状（様式第2号）を併せて提出する場

合は、施行者で申請することができます。

3 添付書類

申請書に添付する書類は次のとおりです。

(1) 申請者の住所、氏名が土地全部事項証明書の記載事項と同一の場合

ア 位置図（申請地の位置の確認ができるもの）

イ 法務局備付地図（必要があれば旧公図を添付してください。）

※原本の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された者が登記情報提供サービスにより提供する当該土地に係る不動産登記情報が表示された画面の写し（以下「登記情報画面の写し」という。）に代えることができます。

ウ 土地全部事項証明書（申請地及び申請地に隣接する公共用地のもの）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。なお、登記情報画面の写しに照合番号が記載されていない場合は、その写しを確認した日時及び「原本確認済み」と記入し、署名押印（代理人の場合は職印）してください。

エ 隣接土地所有者等一覧表（様式第 3 号）

※土地所有者以外に利害関係人がいない場合は、隣接土地要約書又は登記情報画面の写しに代えることができます。なお、利害関係人については、建物等の占有範囲と土地の所有権範囲との関係を参考とするため、公共用地に接近して建物等が存する場合に借地人等を記載してください。

オ 委任状（様式第 2 号）

※申請書に添付する委任状に押印する印鑑は、認印で結構です。

カ 地積測量図（法務局に保管されているものがある場合）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。

キ 現況実測平面図・現況実測横断図（既存のものがある場合）

※境界立会後に作成する場合は、後日提出してください。

ク 現況写真

※原則不要ですが、所長が必要と認める場合には添付してください。

(2) 申請者の住所、氏名が土地全部事項証明書の記載事項と異なる場合は、(1)の添付書類以外に次の書類を添付してください。

ア 戸籍謄本等

土地全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていないときは、相続人の確認ができる戸籍謄本及び戸籍謄本をもとに作成した相続関係説明図。

なお、戸籍謄本等の関係書類の原本は、職員が相続関係説明図と照合した後に返

還します。

イ 住民票等

土地全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる住民票、戸籍の附票、法人登記事項証明書等の資料。

4 図面の調製者等

申請書に添付する図面は、原則として土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量士若しくは測量士補が測量調製したものとし、図面には、次の事項を記載してください。

- (1) 土地の所在
- (2) 測量方法
- (3) 使用器具
- (4) 測量年月日
- (5) 作製者の資格、住所（事務所）及び氏名

5 現地における境界立会

隣接土地所有者等一覧表等に記載された立会者が立会を委任する場合は、委任状（様式第 6 号）を提出してください。なお、委任状に押印する関係者の印鑑は、認印で結構です。

6 境界確定協議書の作成

現地立会の結果関係者の意見が調った場合において、境界確定協議書（様式第 8 号。以下「確定協議書」という。）が必要なときは、確定協議書に記名押印し提出してください。

- (1) 確定協議書に添付する書類は次のとおりです。

ア 法務局備付地図（必要があれば旧公図を添付してください。）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。

イ 現況実測平面図（縮尺 1 / 250 ～1/500）

ウ 現況実測横断図（縮尺 1 / 100 ～1/250）

※境界立会後直ちに造成等で現地の状況が変わることが明らかな場合には、構造物との位置関係を示す略図に代えることができます。

エ 印鑑証明書

※原本の写しに代えることができます。その場合、職員が原本との照合を行います。

オ 同意書（様式第 9 号）

※同意書を必要とする利害関係人は、境界を確定する上で必要とされる隣接土地所

有者となります。ただし、隣接土地において既に境界確定協議書（以下「隣接確定協議書」という。）が作成されており、隣接確定協議書に記載の境界点を現地に再現した結果、現地の境界標の位置や構造物、形状等から総合的に判断して、申請予定の確定協議書に記載の境界点と同一とあらかじめ確認できる場合は、同意書を省略することができます。なお、同意書に押印される利害関係人の印鑑は、認印で結構です。

※印欄への押印を自署（氏名）に代えることもできます。

※同意書の氏名欄の記載が自署による場合は、印欄への押印や自署（氏名）を省略することができます。

(2) 確定協議書には、実印を押印してください。

(3) 申請者は、(1)の書類のうち、法務局備付地図、現況実測平面図及び現況実測横断図には、確定した境界線を朱記し、確定協議書とともに原則として袋とじに綴り、2部提出してください。

7 境界確定証明書の交付

土地所有者において境界確定の証明が必要なときは、確定協議書の作成後に境界確定証明願（様式第12号）を提出してください。

(1) 境界確定証明願に添付する書類は次のとおりです。

ア 位置図

イ 法務局備付地図（必要があれば旧公図を添付してください。）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。

ウ 土地全部事項証明書（証明を受ける土地）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。

エ 現況実測平面図（縮尺 1/250 ～1/500）

オ 現況実測横断図（縮尺 1/100 ～1/250）

カ 委任状（様式第2号）

※代理人が申請する場合で、すでに委任状を提出している場合は不要です。

(2) (1)の書類のうち、法務局備付地図、現況実測平面図及び現況実測横断図には、証明を求める境界線を朱記し、境界確定証明願とともに袋とじに綴り、2部提出してください。

(3) 証明手数料については、広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）第2条に基づく手数料を納付してください。

(4) 現況実測平面図及び現況実測横断図については、次のアまたはイのものとしてください。ただし、現況実測横断図については、証明後直ちに造成等で現地の状況が変わることが明らかな場合には、構造物との位置関係を示す略図に代えることができます。

- ア 境界確定協議書に添付されたものと同一の境界線又はその一部と認められるもの。
- イ 過去に成立した境界確定協議に基づいて現地に設置された境界標から境界線を復元したもの。ただし、境界確定協議成立時の現況実測平面図等から、境界標が適正に設置されていると認められる場合に限りです。

(5) 開発行為などのため、一団の土地について境界確定証明が必要な場合は、土地所有者が共同（連名）で一つの現況実測平面図等を作成し、一個の証明願として申請することができます。なお、この場合、証明書1通ごとに「証明事務1件」として、広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）第2条に基づく手数料を納付してください。

8 筆界確認証明書の交付

土地所有者において筆界を確認した事実について証明が必要なときは、原則として確定協議書を作成している場合に限り、筆界確認証明願（様式第13号）を提出してください。

ただし、土地所有者から提示のあった公共用地部分を取得した際の土地売買契約書等に、世界測地系の座標値が記載された地積測量図が添付され、その図面が登記されており、図面が現地と整合している場合は、確定協議書を作成しているものとみなします。

(1) 筆界確認証明願に添付する書類は次のとおりです。

ア 位置図

イ 法務局備付地図（必要があれば旧公図を添付してください。）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。

ウ 土地全部事項証明書（証明を受ける土地）

※原本の写し又は登記情報画面の写しに代えることができます。なお、登記情報画面の写しに照合番号が記載されていない場合は、その写しを確認した日時及び原本確認済み」と記入し、署名押印（代理人の場合は職印）してください。

エ 現況実測平面図（縮尺1/250～1/500）

オ 現況実測横断面図（縮尺1/100～1/250）

カ 委任状（様式第2号）

※代理人が申請する場合で、すでに委任状を提出している場合は不要です。

キ 土地売買契約書等の写し

※確定協議書の作成を省略する場合に添付してください。なお、添付できない場合は理由を記載してください。

(2) (1) の書類のうち、法務局備付地図、現況実測平面図及び現況実測横断面図には、確認を求める筆界線を朱記し、筆界確認証明願とともに袋とじに綴り、2部提出してください。

- (3) 証明手数料については、広島県証明事務手数料条例(昭和 30 年広島県条例第 25 号)第 2 条に基づく手数料を納付してください。
- (4) 現況実測平面図及び現況実測横断図については、次のアからウのものとしてください。ただし、現況実測横断図については、証明後直ちに造成等で現地の状況が変わることが明らかな場合には、構造物との位置関係を示す略図に代えることができます。
- ア 確定協議書に添付されたものと同一の境界線又はその一部と認められるもの。
- イ 過去に成立した境界確定協議に基づいて現地に設置された境界標から境界線を復元したもの。ただし、境界確定協議成立時の現況実測平面図等から、境界標が適正に設置されていると認められる場合に限りです。
- ウ 公共用地部分を取得した際の土地売買契約書等に添付されている世界測地系の座標値が記載された地積測量図と同一の境界線又はその一部と認められるもの。